

「アミノシクロピラクロル」「シアナジン」「ピラジフルミド」「フルチアセットメチル」「プロシミドン」及び「ミクロブタニル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

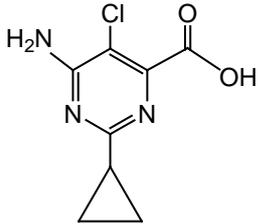
1. アミノシクロピラクロル（農薬）
2. シアナジン（農薬）
3. ピラジフルミド（農薬）
4. フルチアセットメチル（農薬）
5. プロシミドン（農薬）
6. ミクロブタニル（農薬）

アミノシクロピラクロル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年6月7日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アミノシクロピラクロル (aminocyclopyrachlor)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピリミジンカルボン酸系の除草剤である。植物体内中にオーキシンが過剰に存在する状態を引き起こし、細胞分裂を阻害して正常な生育を抑制することにより、成長を停止させることによって枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はなされていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=3 mg/kg 体重/day ARfD=設定不要
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 家畜の肉、乳等 EU基準: なし カナダ基準: 家畜の肉、乳等 豪州基準: なし ニュージーランド基準: なし
		インポートトレランス要請: 家畜の肉、乳等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

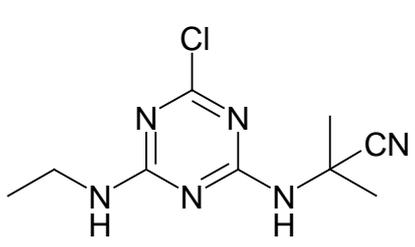
シアナジン

1. 今回の諮問の経緯

・平成27年12月26日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成24年7月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアナジン(cyanazine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリアジン系の除草剤である。 緑色植物の光合成を阻害することにより除草活性を発現すると考えられる。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、たまねぎ、アスパラガス等 (一年生雑草) 今回、ねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:なし カナダ基準:なし EU基準:なし 豪州基準:ばれいしょ、穀物等 ニュージーランド基準:なし
食品安全委員会での評価等	初回	

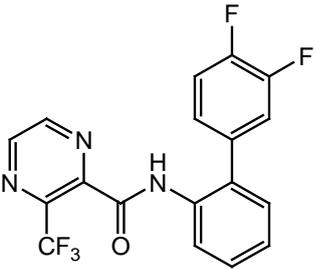
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピラジフルミド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年4月20日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラジフルミド (Pyraziflumid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラジンビフェニル型カルボキサミド系の殺菌剤である。病原糸状菌のミトコンドリア電子伝達系複合体II活性を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	農薬登録されていない。 今回、あずき、豆類(未成熟)、トマト等への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルチアセットメチル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年4月20日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルチアセットメチル (Fluthiacet-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イソウラゾール系の除草剤である。葉緑体中のクロロフィル生合成経路の酵素を阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:とうもろこし 今回、大豆への適用拡大申請	
	使用方法:雑草茎葉散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準:とうもろこし、大豆 ニュージーランド基準:とうもろこし カナダ、EU、豪州:基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年12月2日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI= 0.001 mg/kg 体重/day ARfD= 設定の必要なし</p>	

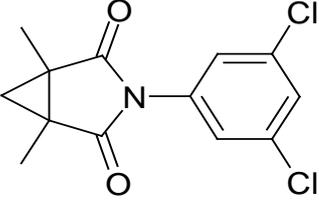
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロシミドン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年4月20日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロシミドン (Procymidone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ジカルボキシイミド系殺菌剤である。植物病原菌(灰色かび病、菌核病等)に対し、菌糸の伸張生育を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: だいず、ばれいしょ、キャベツ等 今回、ズッキーニへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関 海外での 評価状況	JMPR	A D I = 0.1 mg/kg 体重/day A R f D = 0.1 mg/kg 体重
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: ぶどう(ワイン用) カナダ基準: ぶどう等 E U 基 準: 豆類、たまねぎ、にんにく等 豪 州 基 準: 小豆類、そら豆、ばれいしょ等 ニューゼーランド基準: 豆類、トマト、いちご等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成 23 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 26 年 1 月 20 日 食品影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI=0.035 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

マイクロブタニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年4月20日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	マイクロブタニル (Myclobutanil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞の構成成分であるエルゴステロール生合成の過程において、2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、ねぎ、トマト等 今回、しそへの適用拡大申請 使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	<p>ADI = 0.03 mg/kg 体重/day ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (妊娠可能な女性のみ)</p>
	国際基準	ぶどう、仁果類、畜産物等
	諸外国	<p>米国基準: ぶどう、トマト、畜産物等 カナダ基準: りんご、きゅうり、畜産物等 EU基準: かんきつ類、仁果類、畜産物等 豪州基準: ぶどう、仁果類、いちご等 ニュージーランド基準: かぼちゃ、ぶどう、仁果類等</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成20年3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年5月21日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成22年12月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年8月11日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.024 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【シアナジン】

- ・作物残留試験

【フルチアセットメチル】

- ・作物残留試験
- ・植物体内における代謝試験

【プロシミドン】

- ・作物残留試験
- ・急性神経毒性試験

【マイクロブタニル】

- ・作物残留試験